

議案第 8 2 号

羽曳野市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定
について

羽曳野市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市立学校給食センターの名称及び位置を変更するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立学校給食センター設置条例(昭和 47 年羽曳野市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 名称 羽曳野市立学校給食センター
- (2) 位置 羽曳野市向野 3 丁目 1 番 34 号

第 3 条中「羽曳野市立第 1 学校給食センター及び羽曳野市立第 2 学校給食センター」を「羽曳野市立学校給食センター」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市立学校給食センター設置条例 新旧対照表

新	旧
(名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 <u>羽曳野市立学校給食センター</u> (2) 位置 <u>羽曳野市向野3丁目1番34号</u> (業務) 第3条 <u>羽曳野市立学校給食センター</u>(以下「給食センター」という。)は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に掲げる目的を達成するため、教育委員会の指定する学校に対して実施される学校給食に関し、必要な業務を行う。 以下省略	(名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) <u>羽曳野市立第1学校給食センター</u> <u>羽曳野市西浦6丁目48番地</u> (2) <u>羽曳野市立第2学校給食センター</u> <u>羽曳野市西浦6丁目69番地</u> (業務) 第3条 <u>羽曳野市立第1学校給食センター及び羽曳野市立第2学校給食センター</u>(以下「給食センター」という。)は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に掲げる目的を達成するため、教育委員会の指定する学校に対して実施される学校給食に関し、必要な業務を行う。 以下省略